



下田地区消防組合訓令第6号

下田地区消防組合職員非常招集要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

下田地区消防組合

管理者 下田市長 松木正一郎



下田地区消防組合訓令第6号

下田地区消防組合職員非常招集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下田消防本部消防計画における職員の非常招集について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 所属長 消防署長及び課長をいう。
- (2) 通信連絡 携帯電話網等を利用した連絡方法（音声通話、メール、チャットツールほか。）をいう。

(発令者)

第3条 非常招集の命令は、消防長が発するものとする。

2 所属長は、緊急の必要があると認めるときは、所属職員の招集等の命令を発することができる。

(非常招集の区分等)

第4条 災害種別ごとの非常招集の区分等は、別表のとおりとする。

(伝達)

第5条 非常招集の命令伝達は、通信指令室又は各所属からの通信連絡によるものとする。

2 前項の命令伝達に際しては、招集の目的、発令日時、参集地、服装及び携行品その他必要事項を明示するものとする。

(参集)

第6条 非常招集の命令を受けた者は、速やかに所定の部署に参集しなければならない。

2 前項の規定により参集した者は、所属長又は当直責任者にその旨を報告するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、災害の状況等により所定の場所に参集できないときは、遅滞なく所属長又は当直責任者へ報告しなければならない。

(自主参集)

第7条 職員は、管内で大規模な災害の発生を知ったときは、非常招集の発令を待つことなく、速やかに所定の部署に参集するものとする。

(参集の免除)

第8条 非常招集の発令において、次の者は、参集を免除するものとする。

- (1) 病気休暇中の者
- (2) 特別休暇中の者
- (3) 介護休暇中（介護時間中を含む。）の者
- (4) 育児休業中の者
- (5) 休職中又は停職中の者
- (6) 他の機関等に派遣している者

(7) 再任用職員

(8) 前各号のほか、消防長がやむを得ない事情と認める者

(命令の解除)

第9条 発令者は、非常招集による増員等の必要がなくなったと判断したときは、直ちにこれを解除するものとする。

2 前項の伝達は、第5条第1項の規定を準用する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

非常招集区分

種別	招集区分	被招集者	招集の基準
一般災害	第1号招集	非番職員等で必要人員を招集する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 隊員の増員が必要と現場最高指揮者が認めるとき。 2 その他署長が必要と認めるとき。
	第2号招集	非番職員等職員の半数を招集する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が輻輳し、第1号招集では対応が困難と判断されるとき。 2 隊員の増員が更に必要と署長が認めるとき。 3 その他消防長が必要と認めるとき。
	第3号招集	非番職員等の全員	・消防長が必要と認めるとき。
風水害等自然災害	第1号招集	非番職員等で必要人員を招集する。	・大雨警報、洪水警報等が発表された場合で、既に被害が発生し、又は発生が予想されるとき。
	第2号招集	非番職員等職員の半数を招集する。	・気象等の警報又は特別警報が発表された場合で、既に相当の被害が発生し、又は発生するおそれが大であるとき。
	第3号招集	非番職員等の全員	・消防長が必要と認めるとき。
地震	下田地区消防組合地震対応マニュアルによる。		
武力攻撃事態等	第1号招集	所属長	・県及び市町に緊急事態連絡室が設置された場合、又は市町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合
	第2号招集	非番職員等職員の半数を招集する。	・多数傷病者の発生、建築物が破壊される等具体的な被害が発生し、当初その原因がわからない場合
	第3号招集	非番職員等の全員	・消防長が必要と認めるとき。
その他	特命招集	消防長が特に必要と認める職員を招集する。	・その他災害に応じて、警防課長又は署長を通じ参集方法を通知する。

※招集時間帯区分

当直職員：非番職員（13：00～6：00まで） 週休職員（6：00～13：00まで）

本部職員：平日 17：15以降及び休日・祝日の日中、夜間